平成２０年（フ）第１４７号
静岡市葵区田町１丁目34番地の５
破産者　榎田　一雄
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４８号
静岡市駿河区高松２丁目17番31号　アルトピーノ103号、前住所静岡県藤枝市水守472番地の１　グランディールＢ―102号
破産者　可児　泰之
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４２号
愛知県知多郡南知多町大字大井字江崎１番、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字豊丘字浜29番地
破産者　浜田不動産こと　濱田　　勝
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７５号
愛知県知多郡南知多町大字片名字浜山１番地の40チッタ・ナポリＡ棟901
破産者　柘植　　力
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８７号
名古屋市天白区植田東２丁目1110番地
破産者　犬飼　康雄
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３１号
熊本県合志市須屋2019番地６
破産者　大家　亜紀
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７３号
青森市大字幸畑字松元37番地94
破産者　赤石　泰子
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目12番２―403号
破産者　相原　政夫
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６１号
神奈川県秦野市下落合１番地の１サンリバーⅡ101号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市西田原204番地の７
破産者　玉置　　博
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３号
岐阜県大垣市安井町７丁目６番地　藤田伸二方
破産者　藤田　秀雄
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
静岡県焼津市中根新田175番地の２
破産者　三田　佳代
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１号
静岡県浜松市浜北区本沢合524番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区本沢合561番地の３
破産者　吉田　文男
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
広島市南区北大河町29番７号、開始決定時の住所広島県呉市川尻町久俊３丁目２番38号
破産者　武崎　　博
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２７８号
福岡県久留米市六ツ門町18番地２　第２石橋ビル502号
破産者　古賀　勝彦
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６６号
長崎県長崎市京泊３丁目11番24号　メグミハイツ101号、開始決定時の住所長崎県長崎市京泊３丁目13番78号
破産者　山道　　昇
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２３号
愛知県豊川市八幡町黒仏20番地の15、開始決定時の住所愛知県豊川市一宮町栄108番地
破産者　川畑　惟雄
１　破産債権の届出期間　平成24年４月７日まで
２　一般調査期日　平成24年５月７日午前10時15分
平成24年３月７日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市青山北３丁目31―２フローレス青山202号室、住民票上の住所兵庫県姫路市青山１丁目22番５号
破産者　長尾　吉純
１　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
２　一般調査期日　平成24年６月15日午前10時
平成24年３月６日　神戸地方裁判所姫路支部